

平成26年3月20日策定
(平成30年2月28日改定)

東俣野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

「定期委員会」・・・全職員

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、管理職・児童支援専任・教務主任・特別支援コーディネーター・養護教諭で構成する。

(必要に応じて心理の専門家や福祉等の専門家の参加を求める。)

(2) 委員会の運営

- ・毎月1回、職員会議内で「学校いじめ防止対策委員会」を定期的を開催する。
- ・いじめを認知した際は、直ちに臨時に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

●いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事実対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事実対処

(1) いじめの未然防止

- ・だれもが安心して豊かな学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。
- ・「学校のやくそく」や「東俣野小スタンダード」を基に、全教職員が、どの子どもにも同じ指導・支援を行うようにする。
- ・相手意識をもち、互いの考えや思いを認め高め合う授業づくりを行う。
- ・学級としての集団づくり、他学年とのたてわり活動の機会を大切に扱う。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
- ・年2回「Y-Pアセスメント」を用いた支援検討会を行い、子どもや学級の社会的スキルの育成状況を把握する。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さないために、毎月のいじめ防止対策委員会（職員会議内）での情報共有、及び、日常における子どもに関する情報交換において、気になる子ども、配慮を要する子どもを全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンのアンケートや学校生活のアンケート）を行う。
- ・インターネット（SNS）を通じたいじめについて、情報モラル教育の推進による児童の意識向上、及び教職員研修や保護者への啓発に努める。（サイバー教室等）

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、組織的な対応をするとともに、全職員間での共通理解を図る。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- ・いじめが重大事態に発展すると想定できたり、犯罪行為に当たったりと判断したときは、管理職の判断のもと、警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

<いじめの解消の要件>

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめが解消している状態に至ったとしても、いじめが再発する可能性は十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、全職員で日常的に注意深く観察する。

(5) 教職員等への研修

- ・夏季休業期間における児童理解研修、特別支援教育研修、中学校ブロックでの人権研修、特別支援学校との合同人権研修
- ・東俣野小スタンダードについての研修
- ・「いじめ」根絶横浜メソッドを使い、いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通しての研修

(6) 学校運営協議会等への活用

年2回の「教育懇話会」や「大正中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「学年・学級懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ（学年間の情報交換）	入学式、学校説明会
5月		地域訪問・個人面談
6月	YPアセスメント実施① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	
7月	YPアセスメント支援検討会①	教育懇話会
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議（区）	
9月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②）	
10月		
11月	学校評価アンケート	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談） YPアセスメント実施②	個人面談

1月	幼保との引き継ぎ YPアセスメント支援検討会②	
2月	幼保との引き継ぎ	教育懇話会
3月	基本方針の見直し・年間の振り返り、中学校との引き継ぎ・新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

→例えば、「児童が自殺を企画した」「身体に重大な傷害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」等のケースが想定される。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。